

高齢者虐待防止に関する指針

令和 8 年 8 月

介護老人保健施設 ステップハウス宝塚

当施設における虐待防止に関する指針

（施設における虐待防止に関する基本的考え方）

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止、高齢者の心身の安全と尊厳を保護し、従事者が非意図的に加害者となる事態を未然に防ぐため、事業者として適切な予防措置に継続的に取り組み、すべての従事者が高齢者虐待に関する正確な認識を持つことが求められる。

不適切なケアと高齢者虐待は連続的な問題として考える。高齢者虐待防止のために「不敵なケア」とその環境に気づき、虐待の芽を摘む取り組みを行う。個人の責任だけにせず、組織的なものを含む背景要因をとらえ改善に努める。

ケアの内容や方法は介護サービスにおける「利用者本位」に基づき提供する。

（身体拘束廃止・高齢者虐待防止委員会）

当施設では、虐待発生防止に努める観点から、身体拘束廃止に関する協議と併せて「身体拘束廃止・高齢者虐待防止委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）は当該委員会の長とします。

委員会の構成メンバーは施設長、事業部長、虐待防止担当者、支援相談員、介護支援専門員、管理栄養士、介護・看護・リハ職その他必要と認める者とします。

委員会において協議する内容

1. 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
2. 虐待の防止のための指針の整備に関すること
3. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
4. 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
5. 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
6. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

（虐待の防止のための職員研修に関する基本方針）

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。研修の実施内容については、記録を残します。

（成年後見制度の利用支援に関する事項）

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、地域包括支援センター等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

（虐待等に関する苦情解決方法に関する事項）

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項）

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

（その他虐待の防止の推進の為に必要な事項）

施設内研修のほか、各地区社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります

高齢者虐待への対応

高齢者虐待については、未然防止、早期発見、虐待事案への迅速かつ適切な対応が重要です。介護職は一連の業務を通して、利用者の身体的状況や心理的状況、経済的状況、部屋の環境の変化などを把握しやすい立場にある。

高齢者虐待防止法では、我々専門職は、高齢者虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、**発見した際はすみやかに市町村に通報することが求められる。**

虐待を受けたと思われる(疑われる)高齢者を発見した時の留意点

- 一人がかかえ込まないようにする
- 一人で判断せず、上司や所属長に相談する
- 自分の判断で情報収集を行わない
- プライバシーに十分配慮して行動する

早期発見

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない（努力義務）

通報

養介護施設従事者による虐待（高齢者虐待防止法第21条）

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は要介護事業所において業務に従事する養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない（義務）

通報義務＞守秘義務（第21条）

- ・通報義務は業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先される
- ・「思われる」で通報できる（証拠、根拠は必要なし）

通報した者を特定させる情報は洩らされない（第23条）

通報等による不利益取り扱いの禁止（第21条7項）

- ・通報等をした事を理由に、解雇・降格、減給などその他不利益な取り扱いを受けない

養介護施設の設置者、及び養介護事業を行う者として

高齢者虐待防止法では以下の事が措置として定められている（第 20 条）

- ①介護サービス従事者への研修の実施
- ②利用者や家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他、高齢者虐待防止のための措置を講じる事

介護サービス従事者として

- ①虐待を発見した場合、その場での職員間の注意喚起、上司や管理者等への相談・報告及び市町村への通報をすること
- ②勉強会、研修に積極的に出席し、知識や技術を習得する。

施設の相談窓口：ステップハウスエリアセンター長(入所・通所・訪問)

虐待に関する基礎知識

高齢者虐待に該当する行為の種類(概要)

身体的虐待

身体を傷つけたり、傷つけたりするおそれのある暴行を加えたりする行為

具体例：

- ・暴力行為（叩く、蹴る、殴るは勿論、体を引きずって移動や熱い湯をかけるなどつねる等）
- ・食事の際、利用者が拒否しているのに職員の都合で無理やり食べさせる
- ・身体拘束(下記参照)

身体拘束とは

主に認知症の高齢者を、介護上の必要性の有無にかかわらず、紐や抑制帯などでベッドや車いすに縛るなどの行為。薬剤による行動抑制も身体拘束となる。

身体拘束は、行動制限やけがによる身体的・精神的障害を伴う、大きな事故につながる危険性が高いと考えられ、緊急やむを得ない場合以外は、禁止すべきとされている。

緊急やむを得ない場合との要件とは、切迫性、非代替性、一時性の3要件全てを満たした場合である。

身体拘束の弊害

厚生省発表の「身体拘束ゼロへの手引き」では、身体拘束の弊害を下のように挙げている。

身体的障害	身体機能の低下や褥瘡の発生
	食欲低下や感染症などへの抵抗力の低下
	転倒・転落事故、拘束具による窒息など
精神的障害	人間としての尊厳を侵す
	認知症の症状が進行し、せん妄を頻発するおそれ
	家族に罪悪感をあたえる
	介護スタッフの士気の低下

社会的障害	介護スタッフの士気の低下
	サービス提供施設に対する不信感
	QOL 低下が医療的処置を増加させ経済的な影響をもたらす

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

食事を与えなかったり、長時間放置、無視したりする行為

具体例：

- ・必要な福祉や医療サービスを受けさせない（褥瘡や衰弱があるのに受診させないなど）
- ・職員の都合でナースコールの電源を抜く、手の届かない所に置く、使用させない
- ・他の職員が虐待行為をしていても知らないふりをする
- ・汚れのひどい服を着せたままにしておく、褥瘡ができる、オムツが汚れている等、日常的に不衛生な状態で生活させる
- ・他の利用者に暴力をふるう高齢者に対して何らかの予防的手だてをしない

心理的虐待

暴言を吐いたり拒絶したりする行為

具体例：

- ・威嚇、侮辱的な発言や態度をとる（舌打ち、ため息、不快な声で対応するなど）
- ・子ども扱いや人格を貶めるような扱いをする（名前に「ちゃん」付けをする。顔や手にマジックで落書きをするなど）
- ・職員の都合を優先し、利用者の意思や状態を無視して介護をする（必要がないのにオムツを着用させるなど）
- ・行事や集会に参加させない、無視をする
- ・高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度（「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」等言う。他の利用者に高齢者や家族の悪口を言う。高齢者がしたくてもできないことを当てつけに他の利用者にやらせる）
- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない
- ・理由もなく外部との連絡を遮断する。
- ・車いす移動の際、早いスピードで走らせ恐怖感を与える

性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりする行為

具体例：

- ・必要なく身体に触る、キスをする、性行為をする
- ・性的な話を強要する、聞かせる
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で上（下）半身を裸にしたり、下着姿のままにしておく
- ・人前で排泄をさせたり、オムツ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない

経済的虐待

財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得たりする行為

具体例：

- ・利用者の合意なしに財産や金銭を使用する、処分する、制限する
- ・金銭や物品を盗む、一時的に借用する
- ・利用者から預かった金銭で職員のものを買う

養介護施設従事者等による高齢者虐待の傾向

発生要因 「教育・知識・介護技術等に関する問題」が60%を占める←check
「職員のストレスや感情コントロールの問題」(26.4%)
「倫理観や理念の欠如」(11.5%)と続く

種別割合 身体的虐待が(59.8%)と最も多く、心理的虐待(30.6%)、介護等放棄(16.9%)